

商学部における休学に関する取扱

令和2年7月9日制定
令和2年4月1日施行

第1条 日本大学学則第25条, 第26条及び第27条に基づき, 商学部における休学の取扱について定めるところによる。

第2条 休学期間については以下のとおりとする。

- ① 4月 1日から 9月30日 (前学期休学)
- ② 10月 1日から 3月31日 (後学期休学)
- ③ 4月 1日から 3月31日 (通年休学)

第3条 休学の運用については以下のとおりとする。

- ① 休学期間は在学年数(8年間)の半数(4年間)まで申請することができる。
- ② 休学した学生は, 同学年で2セメスター(学期)を修業することにより進級することができる。ただし, 学年途中での進級は認められない。

第4条 休学申請が可能な期間は以下のとおりとする。ただし, 年度をまたいでの一括申請はできない。

- ① 前学期休学及び通年休学 4月1日から 5月31日
- ② 後学期休学 10月1日から11月30日

第5条 休学に伴う学費については以下のとおりとする。

- ① 該当する休学期間の学費は徴収しない。
- ② 該当する休学期間の休学在籍料を各学期徴収する。
- ③ 休学中は休学在籍料以外の費用は発生しない。
- ④ 学費徴収後休学を許可された者の当該学期分の学費は返還する。

附 則

この取扱は, 令和2年4月1日から施行する。